

## 調査すべき談合情報として取り扱う判断基準

鳥取県談合情報対応マニュアルにおいて、寄せられた全ての談合情報は、次の判断基準により、別に定める要綱により設置する公正入札調査委員会によって、調査すべき談合情報が判断する。

### ○ 入札執行前に談合情報があった場合（別紙フロー1参照）

対象の建設工事並びに測量等業務（以下「建設工事等」という。）及び落札予定者（特定建設工事共同企業体の場合にあつてはその組合せ（代表者名のみでも可。））が明確であり、更に次の1から3のいずれかの内容が含まれている場合は、調査すべき談合情報として取り扱うものとする。

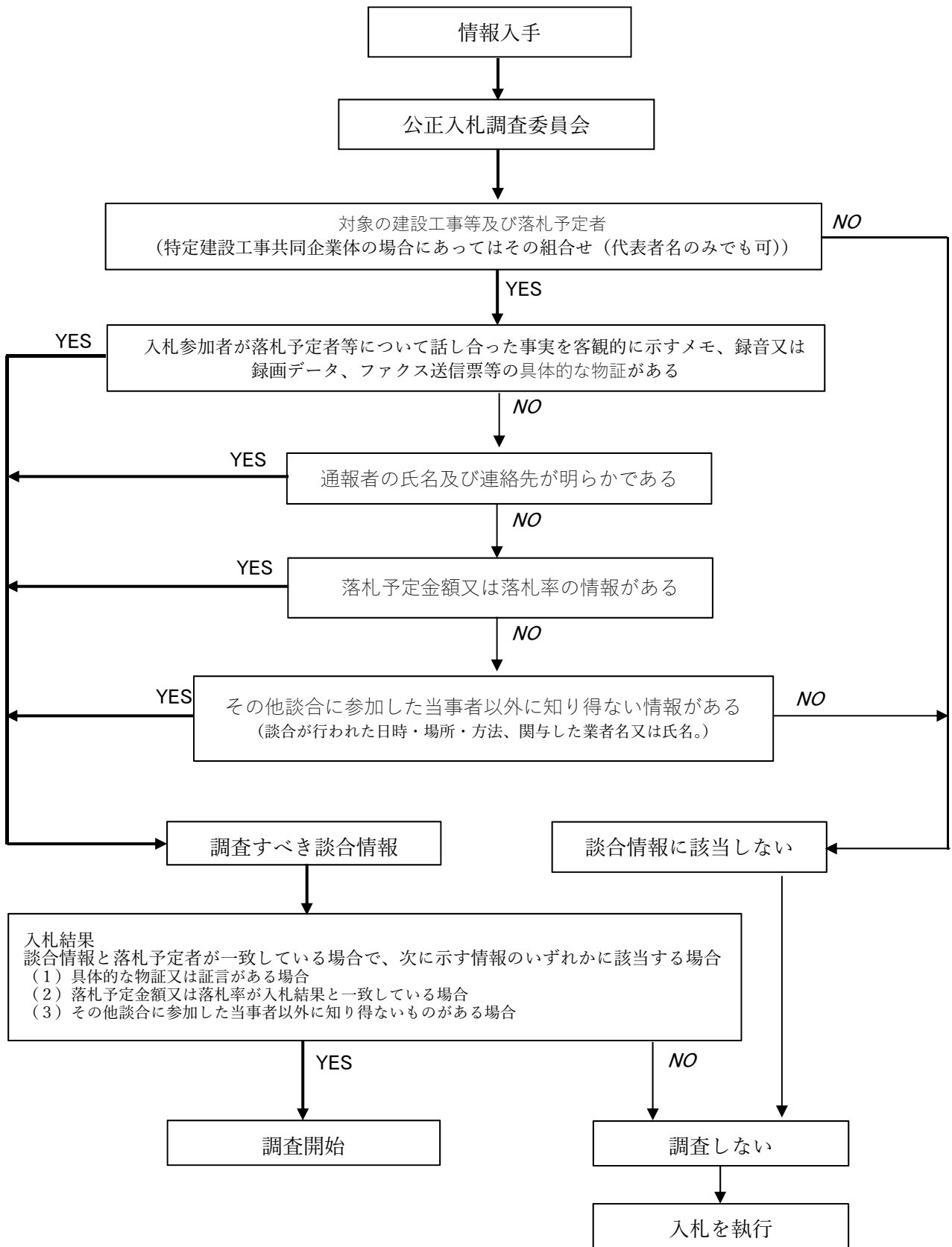
- 1 談合の事実を客観的に示すメモ、録音又は録画データ、ファクス送信票等の具体的な物証（以下「具体的な物証」という。）
- 2 通報者の氏名・連絡先が明らかなき
- 3 通報者が明らかでない（連絡先が不明）ときで、次の（1）又は（2）のいずれかの内容が確認できたとき
  - （1）落札予定金額又は落札率
  - （2）その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの（談合が行われた日時・場所・方法、関与した業者名又は氏名。以下同じ。）

### ○ 入札執行後に談合情報があった場合（別紙フロー2参照）

次に示す情報のいずれかが含まれている場合には、原則として談合情報として取り扱うものとする。

- 1 具体的な物証
- 2 その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

別紙フロー1(入札執行前に談合情報があった場合)



別紙フロー2(入札執行後に談合情報があった場合)

